

## 試合運営管理規程 改定三段表

該当規程	条文番号	条文タイトル	現行条文	改定案	改定ポイント	
1	試合運営管理規程 ⇒ 第1条	目的	この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）が自ら主管する全ての試合（公益財団法人日本サッカー協会（以下協会という）が主催する全ての試合を含む）の円滑で安全な運営を確保し、目付、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフおよび関係者の安全を確保することを目的とする。	この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）及びJクラブ（以下、Jリーグと総称して「主管者」という）が主管する試合の円滑で安全な運営を確保し、かつ、観客、選手、審判、チームスタッフその他全ての関係者の安全を確保することを目的とする。	◆試合運営管理規程の当事者をリーグ・クラブ全体に適用する内容に変更 ⇒これにより全クラブが統一的に試合運営管理規程を引用できるようになる ⇒個別ルールを別途定めることは可能 ◆例えば非公式試合のような試合であっても、主権権があり、観客が入る試合にはすべて適用できるような内容に変更するため、JFAを削除	
2	試合運営管理規程	第2条	規程の対象	スタジアムおよびその他関連施設に入場しようとし、または入場したすべての者に適用される。	削除	定義に観客等を追加したため、規程の対象を独自に定める必要がなくなったので削除
3	試合運営管理規程	第3条 ⇒ 第2条	定義	次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)試合 Jリーグ公式試合（「Jリーグ規約第40条」）のうち、Jリーグが自ら主管する全ての試合をいう。 (2)施設 試合運営のために、Jリーグが管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。 (3)運営・安全責任者 施設の全般的な安全と運営に責任を有する者であり、Jリーグ事務局長または代行者をいう。 (4)運営担当・セキュリティ担当 運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のため業務に従事する者をいう。 (5)警備従事員 大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。	以下の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)主管試合 主管者が主管する全ての試合をいう。 (2)施設等 主管試合が行われるスタジアム等その他の施設をいい、スタジアムの内外を問わず、主管者の管理権が及ぶ範囲全てをいう。 (3)観客等 施設等に存在する全ての者をいう。 (4)運営責任者 主管試合の運営の責任を負う主管者の責任者をいう（Jリーグにおいてはフットボール本部・本部長、Jクラブにおいては実行委員がこれにあたる）。 (5)運営担当等 運営責任者の任命を受け、主管試合における安全確保のため業務に従事する運営担当及びセキュリティ担当をいう。 (6)警備従事員	◆定義を全般的に見直し ◆Jリーグ/Jクラブともに本規程を使用するため文言の統一を図っている ◆「観客等」を追加、チケットを持たないがスタジアム内に影響を及ぼせる場所で禁止行為を行う者などを想定し、管理権の及ぶ範囲に存在するすべての者を規程の適用対象とできるようにした
4	試合運営管理規程	第4条 ⇒ 第3条	持ち込み禁止物	施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。 ●Jリーグ統一禁止事項（Jリーグ共通観戦マナー＆ルール）により持ち込みを禁止されている物。 施設管理者により持ち込みを禁止されている物。 ●以下に該当すると主催者もしくは主管者が判断した掲示板、立て看板、横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等 政治的、思想的、宗教的主義、主張または観念を表示し、または連想させるもの 差別的、侮辱的な内容、表現を含むもの 選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められないもの ●大会の運営に支障を及ぼすおそれがあるもの 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物を含む。） ●その他試合の運営または進捗を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、若しくはそれらのおそれがある運営担当・セキュリティ担当または警備従事員が認める物	観客等は、主催者または主管者が特に必要と認めた場合を除き、以下の各号に掲げる物を施設等に持ち込むことはできない。 (1)花火、爆竹、発煙筒、煙玉、銃刀類、毒劇物等法令に抵触する物、殺虫剤、ドライアイス、エアガン・バネ式銃砲、ガスホーン、ピン・カン類、ドローン、調理器具、レーザービーム、ペット（盲導犬、聴導犬を除く） (2)以下に該当すると主催者または主管者が判断した掲示板、立て看板、横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物その他これに類する一切の物 ①政治的、思想的、宗教的主義、主張または観念を表示しまたは連想させるもの ②差別的、侮辱的な内容、表現を含むもの ③選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められないもの ④その他社会通念上不適切内容と認められるもの ⑤特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物を含むがこれに限られない） (4)前各号に定めるものの他、主催者または主管者が事前に持ち込み禁止を明示した物 (5)その他運営担当等または警備従事員が持ち込みを禁止した一切の物（運営担当等または警備従事員が面前で持ち込みを禁止した物を含む）	◆持ち込み禁止物を明確にした ◆事前に掲示できていないものとしても、現場判断で持ち込み禁止を可能とするために、運営担当等及び警備従事員の権限を強化した
5	試合運営管理規程	第5条 ⇒ 第4条	禁止行為	施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ●Jリーグ統一禁止事項（Jリーグ共通観戦マナー＆ルール）により禁止されている行為。 施設管理者により禁止されている行為。 正当なチケット又は通行証を所持せずに入場すること。 抗議集会、デモ等大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。 アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、または施設においてこれらの影響により酩酊し、試合運営または他人の行為等を阻害する行為。（酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態。） 当該施設および関連する場所で、勧誘、演説、集会、布教等観戦する以外の行為をすること。 所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れ、若しくは所定の場所以外において駐車または駐輪すること。 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。 所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄すること。 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。 大会の音声、映像の全部または一部をインターネットその他メディアを通じて配信すること。 試合の運営または進捗を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、若しくはそれらのおそれがある警備従事員が認める行為をすること。 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること。 ●上記各号のほか、公序良俗に反する発言または行為をすること。	観客等は、主催者または主管者が特に必要と認めた場合を除き、施設等において以下の各号に掲げる行為（運営担当等または警備従事員が面前で以下の各号に該当する旨を明示した行為を含むがこれに限られない）をしてはならない。 (1)フィールドへの物品投げ込み、フィールドへの飛び降り (2)正当なチケット又は通行証を所持せずスタジアム内に入場する行為、または入場禁止となっているにも関わらず入場する行為。 (3)抗議集会、デモ等試合の円滑な運営を阻害するおそれのある行為 (4)アルコール、薬物その他物質の影響により正常な判断ができないおそれのある酩酊状態で施設等に入場する、または施設等において酩酊状態となり、試合運営または他人の行為等を阻害する行為 (5)勧誘、演説、集会、布教等観戦する以外の行為 (6)所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れ、もしくは所定の場所以外において駐車または駐輪する行為 (7)商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為 (8)所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄する行為 (9)私的目的以外で、試合（本条においては試合前後に行われる練習、式典等を含む）及び観客等の写真撮影または動画撮影 (10)私的目的以外で、前号で撮影した写真または動画を複製する行為 (11)試合の音声または映像の全部または一部を、インターネットその他メディアを通じて配信する行為 (12)人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的その他社会通念上不適切な発言または行為 (13)正当な理由なく、運営担当等と呼び出し、観戦ルール等の説明を求める行為 (14)暴力、設備・備品等の破壊、他人の物の窃取その他法令に抵触する行為 (15)笛、ホイッスル等の使用 (16)掲出不可のエリアに横断幕を掲載したり、相手クラブの横断幕を無断で外したり、破壊させる行為。 (17)前各号に定めるものの他、主催者または主管者が事前に禁止を明示した行為 (18)その他主催者または主管者が禁止する一切の行為（運営担当等または警備従事員が面前で禁	◆禁止行為を明確にした ◆禁止行為を行う場所を「施設等」とし、スタジアムの内外等の曖昧さを排除した ◆撮影に関する文言が曖昧であったため精度を高めた
6	試合運営管理規程	第6条 ⇒ 第5条	施設において ⇒ 遵守事項	施設に入場しようとし、または入場した者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 チケット、身分証明書、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。 ●事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、警備従事員または治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。	観客等は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 (1)チケット、身分証明書、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること (2)安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること (3)事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、警備従事員または治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること (4)その他主催者または主管者が求める一切の事項	◆バスケット条項を追加し、ローカルルールを含めたルールの遵守義務を明確にした
7	試合運営管理規程	第7条 ⇒ 第6条	販売拒否事由 ⇒ 反社会的勢力の排除	主催者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。またその者が自らまたは第三者を通じて入場券を取得した場合、主催者はその者に対し、第9条に基づき入場を拒否することができる。 暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という） 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者 自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等または暴力団員等を利用している者 暴力団等または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 第8条に違反する行為を目的として入場券を取得する者 ●その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者側が判断した者	主催者は、以下の各号に該当する者に対し、次条に基づき入場を拒否することができる。 (1)暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という） (2)暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者 (3)自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等または暴力団員等を利用している者 (4)暴力団等または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者 (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6)その他入場を拒否する相当の理由があると主催者または主管者が判断した者	◆チケット販売に関する事項は試合の運営に直接関係がない（チケット販売に関する規程において定める事項）であるため削除 ◆暴排条項として全体を修正
8	試合運営管理規程	第8条	転売等の禁止	何人も第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、入場券を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）その他の方法で取得させてはならない。ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われない場合については、この限りではない。	削除	◆チケット販売に関する事項は試合の運営に直接関係がない（チケット販売に関する規程において定める事項）であるため削除
9	試合運営管理規程	第9条 ⇒ 第7条	入場拒否、退場命令、物の没収	●運営・安全責任者は、第4条、第5条または第6条に違反した者および第7条の規程に該当する者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、および第4条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。本条の対象となる試合には、協会の主管試合を含む可能性がある。 ●主催者または主管者は、前項に該当する者に対し、主催者または主管者が被った損害（当該者の違反行為を理由としてクラブに科された制裁に起因してクラブが被った一切の損害を含む。）の賠償を請求することができる。 ●運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求められない。	(1)主催者は、第3条から第5条に違反した者または前条に該当する者の入場を拒否し、施設等からの退場を命じ、および第3条各号に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。 (2)主催者は、前項に該当する者に対し、主催者が被った損害の賠償を請求することができる。	◆主催者を特定せず、主管試合全般に適用される内容に変更したため協会に関する記載は削除 ◆チケットに関する事項は上記理由と同様に削除
10	試合運営管理規程	第10条	権限の委任	運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる	削除	◆本条の適用場面が想定されないため削除